職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様に ご迷惑をおかけし、深くお詫び申しあげます。

1 「特殊な車両の通行許可等に係る不適切な事務処理」に係る処分

	項		目		内容
処分	分を	受け	た騅	战員	都市建設局道路部 路政課技師(27歳)
事	案	Ø	概	要	上記職員は、特殊な車両の通行許可等に関する事務において、平成30年9月頃から平成31年3月頃まで、通行許可証、協議回答書及び通行認定書の一部について、上司の決裁を受けずに交付等を行っていた。 当該事務の処理件数、年間約2,000件のうち、416件について、不適切な処理を行っていたもの。
処	分	の	内	容	戒告
処	分	年	月	日	令和元年6月27日

2 上記事案の管理監督責任に伴う処分

	項		目		内容	
処分	うを :	受け	· た鵈	战員	都市建設局道路部 津久井土木事務所長 (元路政課長)	文書訓告
及び処分の内容					都市建設局 用地・補償課担当課長 (元路政策課担当課長)	火音 訓古
処	分	年	月	日	令和元年6月27日	

問い合わせ 職員課 電話 042-769-8213